

販売代理店委託・受託契約書

販売代理店(以下「代理店」という)と日本ネットワークサービス株式会社(以下「会社」という)は、会社が顧客に提供する商品並びにこれらの商品を提供するために必要な付加設備(以下「商品群」という)に関する業務の一部を委託し、代理店がこれを受諾することについて、以下の通り契約するものとします。

(委託業務)

第1条 会社は、代理店に対し、本契約第2条に掲げる業務(以下「本件業務」という)を委託し、代理店はこれを受託するものとします。

(本件業務)

第2条 本件業務は、つぎの通りとします。

- (1) 商品群の販売
- (2) 商品群の利用の促進
- (3) 商品群に関するPR
- (4) 前各号に付帯する業務

(商品名および商号)

第3条 代理店はつぎの商品名および商号にて商品を販売することとします。

- (1) 品名: 「みえ像なまず」とし、オプション品などその他商品群の名称は価格表に表示された名称に準じます。
- (2) 商号: 「日本ネットワークサービス株式会社販売代理店」または「みえ像なまず正規代理店」

(契約条件、代理店価格および支払方法)

第4条 代理店は、代理店価格表に記載の「みえ像なまず B-1-3」1セットを会社に注文し、サービス料金6ヶ月分を、会社が発行する請求書に指定する銀行口座へ振込手数料を代理店が負担して請求書発行期の翌月末日までに振り込むことで支払います。以後の支払いもこれに準じます。

(仲介手数料)

第5条 代理店と顧客が直接に取引を行わず、会社と顧客の取引を仲介した場合の仲介手数料は代理店価格表に記載された金額と顧客が会社へ支払った金額の差額相当の金額とし、顧客からの入金が会社にて確認された日から5営業日以内に代理店の指定する口座へ振り込むことで支払うこととします。

(納品および配送手数料)

第6条 納品は原則として、注文確定日から1週間以内に注文書に記載された住所へ送付します。会社は、何らかの事由により1週間以内の納品ができない場合は、その旨と最短の納期を連絡します。送料および発送作業費用は原則として会社の負担としますが、特別の事由により代理店が事前に了解した場合は、送料を含めた諸経費を代理店に請求することとします。

(代引発送)

第7条 前項第6条の発送方法として代引による発送を可能とします。この場合、代理店は予め会社にエンドユーザー価格を連絡するものとし、代引き代金が会社により回収された日から5営業日以内に代理店価格との差額を代理店の指定する銀行口座へ振り込み手数料会社負担で振り込むことで代理店手数料を支払います。

(カタログ、商標等)

第8条 本件業務の遂行に際して代理店は、独自にカタログを含めた販売促進用の資料を作成することができますが、その内容および使用する会社の標章、マーク、ロゴ等については、予め会社の承諾を得るものとします。

(法令の遵守)

第9条 代理店は、本件業務の遂行にあたり、法令並びに関連監督官庁の行政指導を遵守するものとします。また、会社は、代理店が本件業務を遂行するにあたり、会社 および顧客の信用、名誉、評判、利益を損ね、またはその虞があると認めるときは、代理店にその是正を要求できるものとし、代理店はこれに従うものとします。

(会社資料および業務報告)

第10条 代理店は契約の締結に際して登記簿謄本または全部事項内容証明書の写しを会社へ提出するものとします。会社は、必要に応じ代理店に対し、本件業務の遂行情況の報告を求めることができるものとし、代理店は、会社の求めに応じて報告するものとします。また、代理店は、本件業務の遂行にあたり、会社および顧客の信用、名誉、評判、利益を損ね、またはその虞がある場合には、直ちに会社に報告するものとします。

(再委託)

第11条 代理店は、本件業務の全部または一部につき他の者を再販売代理店として再委託する場合は、予め会社と協議し、文書による承諾を得るものとします。

(代理店手数料供与の禁止)

第12条 代理店は、直接はもちろん間接であっても、顧客もしくは第三者に対して、代理店価格と顧客への販売価格の差として発生する代理店手数料の全部または一部を供与してはならないものとします。ただし、顧客もしくは第三者が再委託先である場合は除くものとします。

(秘密保持)

第13条 会社および代理店は、業務上知り得た相手側の秘密(顧客に関する情報を含む)を本契約存続中、本契約終了後3年間は第三者に漏洩もしくは開示してはならないものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 代理店は、本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供する等いかなる処分をもしてはならないものとします。

(有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とし、期間満了の30日前までに当事者一方から相手側に対する書面による意思表示がない限り、この契約は更に1ヶ年同一条件にて延長され、以降も同様とします。

(契約変更)

第16条 本契約は、第15条の有効期間中であっても必要に応じ、会社および代理店の合意によって、これを改定または解約することができるものとします。

(解除)

第17条 会社は、第15条の規定に拘わらず、代理店が次の各号の一つに該当する場合は、何時でもこの契約を解除することができるものとし、契約解除の有無に拘わらず、会社または顧客が受けた一切の損害については代理店が全て負担するものとします。

- (1) 違法な行為を行ったとき。
- (2) 顧客および会社の名誉、信用、評判を失墜せしめ、もしくは会社の利益に重大な損害を与えたとき、もしくはその虞があるとき。
- (3) 正当な理由なく本件業務を遂行しないとき、またはその遂行が著しく劣るとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、和議、会社整理もしくは会社更生の申立てをなし、もしくはこれ等の申立てを受けたとき。
- (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (7) 本契約の各条項に違反したとき。

(損害賠償)

第18条 代理店は、本契約の履行に関し、会社または顧客に与えた一切の損害については全てその責を負うものとします。ただし、会社の責に帰する事由による場合は除くものとします。

(事務引継)

第19条 本契約が解除または解約されたとき及び期間満了によりこの契約が終了したときは、会社または代理店は直ちに相手方に対して事務引継を行い、未精算勘定がある場合は、遅滞無くこれを精算するものとします。

(管轄裁判所) 第20条 本契約またはこれに関連する一切の業務について訴訟を提起するときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項および本契約に関して生じた疑義については、会社、代理店双方が誠意をもって協議し、その解決に当たるものとします。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、会社、代理店各自記名捺印のうえ、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

代理店(代理店)：

会 社(会社)：

埼玉県越谷市南越谷一丁目5番34号
日本ネットワークサービス株式会社
代表取締役 村井 信雄